

第 260 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2025 年 6 月 16 日（月）午後 3 時 00 分～4 時 41 分 経済調査会会議室
出席委員	加藤佳孝、久後翔太郎、小路直彦、野口貴文（委員長）（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果		
1. 前回議事概要の確認	・ 前回議事概要案が承認された。		
2. 「積算資料」7月号土木系資材の価格変動の妥当性について	・ 審査対象資材のうち、7月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。		
	＜品目＞	【地区】	(理由)
	【上伸した資材】		
	セメント	青森、秋田、山形、関東、北陸、中部、中国（岡山除く）、四国、九州、那覇	メーカー各社は、物流費や修繕費、労務費などのコスト増加を理由に今年4月より2,000円以上の大幅値上げを実施。需要減少に対する危機感もあり、強い売り腰で交渉を進め、市況上伸。
	生コンクリート	札幌	製造コスト、輸送コスト増加を理由に組合は今年4月より値上げを打ち出す。需要が堅調な中、足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。
	生コンクリート	さいたま	製造コスト、輸送コスト増加を理由に組合は今年4月より値上げを打ち出す。組合の工場集約化もあり、安定供給を優先する需要者が受け入れ、市況上伸。
	生コンクリート	長野	製造コスト、輸送コスト増加を理由に組合は今年4月より値上げを打ち出す。域内に有力な非組合員工場がなく、隣接地区からの流入もない中、需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。
	生コンクリート	徳島	原材料コスト増加、需要減少を理由に組合は今年4月より値上げを打ち出す。域内に有力な非組合員工場がない中、安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。
	生コンクリート	松山	原材料コスト増加、需要減少を理由に組合は今年4月より値上げを打ち出す。非組合員も値上げに追随し、値上げ交渉が進展して、市況上伸。

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果		
	生コンクリート	高知	製造コスト増加を理由に高知地区の２組合が今年４月より値上げを打ち出す。今年１０月に始動する広域協組へ加盟を予定する非組合員も値上げに追随し、市況上伸。
	生コンクリート	宮崎	製造コスト増加を理由に組合は今年４月より値上げを打ち出す。域内に有力な非組合員工場がなく、隣接地区からの流入もない中、需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。
	生コンクリート	那覇	製造コスト増加を理由に組合は今年４月より値上げを打ち出す。域内に非組合員工場がない中、安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。
	コンクリート用砂 (荒目) (細目)	関東	製造コスト増加を理由に販売業者は今年４月より値上げを打ち出す。今年度より生コンを値上げた主需要者である生コン工場が受け入れ、市況上伸。
	コンクリート用砕石		
	コンクリート用砕石	那覇	製造コスト、運搬コスト増加を理由にメーカーは昨年秋より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、生コン価格が上昇した主需要者である生コン工場が値上げを受け入れ、市況上伸。
	クラッシュラン	関東（長野除く）	製造コスト増加を理由に販売業者は今年４月より値上げを打ち出す。民間の宅地造成や物流倉庫等の工事で値上げが浸透し、市況上伸。
	再生クラッシュラン	長野	製造コスト増加を理由に中間処理業者、砕石業者は今年４月より値上げを打ち出す。大型民間工事で需給がひっ迫する中、安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。
	鉄筋コンクリートU 形	静岡	運搬コスト増加を理由に県製品協組は今年４月より値上げを打ち出す。足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。
	鉄筋コンクリートU 形 自由勾配側溝	佐賀	製造コスト増加を理由にメーカーは昨年１０月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、今年度入り後、新規工事の発注に合わせて売り腰を強め、市況上伸。

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果		
	自由勾配側溝	新潟	原材料、運搬コスト増加を理由にメーカーは昨年 4 月より値上げを打ち出す。需要減少で一部メーカーが廃業する中、安定供給を優先する需要者が値上げの一部を受け入れ、市況上伸。
	インターロッキングブロック	中部	原材料、運搬コスト増加を理由にメーカーは値上げを打ち出す。新規工事の発注が進むにつれ、価格交渉が進展して需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。
	コンクリート積みブロック	静岡	原材料、運搬コスト増加を理由にメーカーが昨年 4 月に打ち出した値上げの未達分について、台風 10 号の災害復旧工事で需給ひっ迫が続く中、売り腰を強め、昨年 11 月に続き、市況上伸。
	野芝	那覇	産地である九州の卸売業者が製造コスト、運搬コスト増加を理由に昨年 10 月より値上げを実施。大規模工事が減少し、維持管理工事が中心の中、徐々に値上げが浸透し、市況上伸。
	【下落した資材】		
	異形棒鋼	東北、関東、新潟、九州	人手不足による工期の遅延や資材高騰による計画の見直し等により、需要は低調に推移。新規物件が少ない中、流通業者は需要者の値下げ要求を受け入れ、市況下落。
	H形鋼	札幌、中国、九州	需要低迷が続く中、大手メーカーの値下げ表明後も需要者は当用買いに徹し、模様眺めの商況が広がっている。流通業者間の競合が激しい北海道、中国、九州で、市況下落。
	鉄スクラップ	札幌、大阪、広島、高松、福岡、那覇	依然として発生量、電炉メーカーの需要ともに低調。東日本は様子見姿勢が広がっているが、西日本は関西の電炉メーカーの炉休や九州地区の解体工事増加等で需給が緩和し、市況下落。
	軽油	全国	政府による補助金が定額給付に移行したことで仕入れコストが大幅に値下がりした販売業者は、販売価格を引き下げ、市況下落。

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果
○鉄スクラップの札幌の価格下落は近畿地区の価格下落の影響を受けてとのことだが、両地区はどのように関連するのか。 ○建設資材について、アメリカの関税政策の影響は出ているか、まだあまり出ていないか。 3.「積算資料」7月号建築系資材の価格変動の妥当性について ○電線・ケーブルについて、銅建値が前月比でトン当たり4万円上昇しても製品価格は横ばいだが、銅建値の変動幅としてはそれほど大きくないのか。 4.「土木施工単価」夏号土木工事費の価格変動の妥当性について ○港湾工事のヒアリング調査の調査先で元請業者が中心となっている理由は。 ○港湾工事の「型枠工」は材工共だが、材料費ではなく労務のみの上昇か。	ストレートアスファルト 全国 ストアス価格算定期間内の元売原油調達価格は下落し、元売会社は卸価格を引き下げた。ディーラーは道路舗装会社との価格改定交渉において卸価格の変動額を反映し、市況下落。 ・北海道内には鉄スクラップを再利用する電炉メーカーが2社しかなく、発生量が需要量を上回る状況で、余剰分は需要の多い近畿地区に船舶で持ち込まれることが多いため、近畿地区の市況の影響を受ける。 ・アメリカの関税が発表された当初は、鋼材の市況悪化や鉄スクラップ価格の上昇などが懸念されたが、本格導入が延期になったこともあり、今のところ大きな影響はみられていない。 ・審査対象資材のうち、7月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。 ＜品目＞ [地区] (理由) 【上伸した資材】 平角材 米松 (KD) 全国 依然として需要は低調だが、国内最大手メーカーは輸入原木価格の高止まりを受けて値上げを打ち出す。競合する欧州産集成材の価格上昇もあり、値上げが浸透して、市況上伸。 ・銅建値は日々更新されており、1日で1、2万円変動するのは頻繁で、月間で4万円の変動はそれほど大きいとは言えない。ここ最近では、銅価の変動幅よりも国際情勢により上昇、下落の方向性が見えにくい状況のため、製品価格の交渉が難しいと販売業者からは聞いている。 ・審査対象工種のうち、夏号で掲載価格に変動が生じる土木工種、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は次のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。 ＜品目＞ [地区] (理由) 【上伸した工種】 鉄筋工 (港湾) 全国 型枠工 (港湾) コンクリート打設工 (港湾) 人件費の上昇を背景に、専門工事業者は強気な姿勢で価格交渉に臨んでいる。元請業者は職人の確保を優先して値上げを受け入れ、市況上伸。 ・港湾工事は一般土木工事ほど専門工事化されておらず、下請業者は1社で複数の工種を請け負うケースが多い。また小規模の業者も多く、継続的に全般的な情報を確認するため、ヒアリング調査は元請業者を中心に実施している。 ・材料費として鋼製型枠のリース代も若干上昇傾向にはあるが、今回の市況上昇は労務費の上昇によるところが大きい。

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果		
5. 「建築施工単価」夏号建築工事費の価格変動の妥当性について	・ 審査対象工種のうち、夏号で掲載価格に変動が生じる建築工種、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は次のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。		
	<品目>	[地区]	(理由)
	【上伸した工種】		
	型枠工事	那覇	全国的に新規引き合いに陰りがみえ、労務需給は落ち着いているが、那覇は防衛施設関連や民間宿泊施設工事で労務需給はややひっ迫。専門工事業者の値上げが浸透し、市況上伸。
	防水工事	全国	新規工事の引き合いは精彩を欠いているが、材料価格の上昇を契機に専門工事業者は売り腰を強め、市況上伸。
6. その他			
(1) 次回開催予定	・ 2025 年 7 月 17 日（木）10 時～12 時と決定。		
	(以 上)		

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、代表理事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

(審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて代表理事に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改定施行する。